

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社(および子会社を含む当社グループ)においては、「経営理念」および「社是」を全ての活動の基本指針としており、「行動規範」を定め、役員・従業員の具体的な行動指針としております。

当社においては、このような基本指針等に従い、中期経営計画を定め、米菓メーカーとして安全で良質な米菓をお客様に提供していくなかで、株主をはじめとしたステークホルダーと対話し協働して、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指すとともに、経営の公正性・透明性の確保に努め、社会に役立つ会社となるよう活動してまいります。

< 経営理念 >

我々は会社の事業を通じて、社会の人々に喜びと豊かさを提供し、その見返りとして、この事業に携わる者とその関係者の豊かな生活と社会的地位の向上を図り、併せて地域社会の経済的発展に貢献せんとするものである。

< 社是 >

- 一、仕事に責任を持つ
- 一、創意工夫を活かそう
- 一、総ての無駄を省こう
- 一、共に憂い共に楽しもう

< 行動規範 >

1. 安全で良質な米菓を消費者に提供します。
消費者に安全で良質な米菓を製造し、提供します。このため、食品衛生法、JAS法その他の関連諸法令を遵守することはもとより、その提供する米菓の安全性と品質を確保することに努めます。
2. 顧客の満足と安心が得られるように最大限の努力をします。
常に消費者の声に耳を傾けるとともに、正確な製品情報を、特に消費者に対しては製品に表示する情報も含めて、正確で分かりやすい情報の提供に努めます。
3. 法令を遵守し、社会倫理に適合した企業活動に努めます。
国内の法令、会社の規則を遵守し、反社会的な道義にもとるようなことは行わず、公私のけじめを明確にします。
4. 環境問題に積極的、自主的に取り組みます。
環境問題への取組みの重要性を認識し、自然環境の保全に配慮するとともに、環境負荷が小さく、リサイクルしやすい製品の開発提供に努めるなど省資源、省エネルギーに積極的に取り組みます。
5. 良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。
企業の立地する地域の文化、習慣を尊重し、地域の発展に資するとともに、地域の社会活動、災害救援活動、ボランティア活動への参加など社会貢献に努めます。
6. 安全で働きやすい環境の確保に努めます。
安全で働きやすい環境を確保するとともに、人権の尊重と公平な処遇を行い、従業員のゆとりと豊かさを実現し、従業員の個性、自主性を尊重した活力ある企業を築きます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

当社においては、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立った株主総会運営を行うこととしており、集中日を避けるなど株主総会の開催日に配慮し、株主が理解しやすいよう平易な説明に努めております。また、議決権の電子行使を2020年6月開催の株主総会から導入し、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備に努めております。

なお、招集通知の英訳については、海外投資家比率等の株主構成や費用対効果等を考慮し、今後の実施を検討してまいります。

【補充原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

当社においては、インターネットによる電子行使について、株主の議決権行使の利便性を確保する手段として有効であると考え2020年6月開催の株主総会から導入しております。なお、招集通知の英訳については、株主構造の変化等により必要と判断される場合には、実施を検討してまいります。

【補充原則3 - 1. 情報開示の充実】

当社においては、招集通知の英訳等の英語での情報開示・提供は行っておりませんが、今後、情報開示の充実の観点から、外国人構成比率や費用対効果等を考慮し、英訳での情報提供およびその必要な範囲を検討してまいります。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社においては、取締役について、事業の規模や内容を踏まえ、知識・経験・能力等のバランスに配慮することとし、グループ全体として女性や外国籍の人員の活用に留意するものとしておりますが、取締役会においては女性や外国籍の人員等の多様性の実現には至っておりません。また、監査等委員については、全員が財務・会計に知見を有しており、補欠監査等委員として外部弁護士を選任のうえ親密な関係を保ち補充に努めております。

なお、取締役会全体の実効性の評価を行い、取締役会における活発な審議と迅速な意思決定、取締役相互の牽制・監視を確保する体制整

備に努めております。

【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社においては、中長期的な経営ビジョンのもとで、経営計画、経営戦略、決算見込、個別事業等に関する具体的な方針や定性・定量目標および実行内容について、株主総会や決算説明会等の場で分かりやすい資料に基づき、株主への説明を行っているものと認識しております。

なお、これらについて資本コストに基づき、計数目標を示すことや、具体的投資内容等を説明し、納得感を高めることも重要と思われる、「資本コストの活用方針」を定め一部活用しておりますが、計数目標等の実効的な運用については今後の検討課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社においては、中長期的な視点から成長性、収益性、取引関係強化が見込まれ、結果として企業価値を高め、株主の利益に繋がると考えられる場合に株式を保有しております。

取締役会において、個別の政策保有株式について、含み損益や配当率等を参考に将来性や取引状況を踏まえ、保有方針について検証しております。また、経済合理性の判断において、資本コストに基づき精査することも客観的基準として重要とされており、「資本コストの活用方針」に従って運用における資本コストを定め検証の基準のひとつとしております。

取締役会において、2021年3月末時点で保有する全ての銘柄について、保有方針を検証しました。その結果、全銘柄において配当率が係る資本コストを上回っているか含み益が認められ、即刻売却を検討する判断に至ったものではありませんでしたが、うち約2割の銘柄については将来的に保有株数を削減する方針としております。

なお、議決権行使については、株主としての権利を適切に行使すべく、原則として全ての議決権を行使しております。議決権の行使にあたっては、担当部署において投資先企業の状況や取引関係等を踏まえた上で判断しており、取締役会に報告しております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社においては、取締役・取締役監査等委員およびその近親者との取引について、定期的取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合は、取締役会に報告するものとしております。また、関連当事者間の取引については、関連当事者取引管理規程を定めており、会社法および金融商品取引法等の法令ならびに東京証券取引所の規定に従って適切に開示することとしております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社においては、従業員の資産形成のため、企業年金制度と退職一時金制度を併用しておりますが、年金制度については、確定拠出とする一方で、当社財務面への影響を抑えております。また、個々の企業年金の積立状況等について、外部アドバイザーにより専門的な能力・知見を補充するとともに、定期的に従業員に対する説明会を行い啓蒙を図っております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

当社においては、ステークホルダーに対する適時・適切な情報開示が企業価値向上に結び付くとの認識の下、ディスクロージャーポリシーを定め、適時開示体制を整備のうえ、会社法、金融商品取引法等の法令ならびに東京証券取引所規則に従って、財務および業務に関する情報を適時に開示し、同時にインサイダー情報等の管理を厳重に行っております。

また、コーポレートガバナンスの実効性を高めるべく、経営理念や経営方針・経営戦略について公表しているほか、コーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方や基本方針、取締役選任に関する基本方針、取締役の報酬に関する基本方針等を定め、開示しております。

なお、取締役個々の選任理由については、可能な限り丁寧な説明に努める方針であります。

() 経営理念や経営戦略・経営計画

当社においては、冒頭の基本的な考え方に記載した経営理念の下、2019~2021年度に渡る中期経営計画「プライド・BEIKAプラン」を推進しており本年度は最終年度となります。『「米菓」から「BEIKA」へ』をスローガンとして、国内米菓売場の改革と日本の食文化である米菓を世界へ広めることを実現していくために、マーケティング機能を発揮する全社営業体制の構築、新工場の稼働によるグループシナジーの発揮、BEIKA Labによる美味しさ・楽しさ・豊かさの創造、TOP7+モチ商品のシェアアップ、BEIKAの輸出事業の推進、社員に寄り添う人事制度の構築、SDGs経営の推進、と7つの経営戦略課題を掲げ、更なる企業価値の向上に取り組んでおります。

中期経営計画「プライド・BEIKAプラン」の詳細につきましては、当社のホームページにおいて開示しております。

(<https://www.iwatsukaseika.co.jp/pdf/ir/explanation20210531.pdf>)

() コーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方や基本方針

本報告書の「 . 1 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役をはじめとする経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社においては、取締役の報酬総額を株主総会に上程し、取締役の報酬に関する基本方針に従い、各取締役に対する支給額を、指名報酬諮問委員会による答申を尊重の上、取締役会(監査等委員である取締役については監査等委員会)において決定しております。また、取締役以外の経営陣幹部に対しても、指名報酬諮問委員会による答申を考慮して決定しており、成果を反映した賞与を併せ支給しております。なお、株式報酬制度を導入しており、業務執行取締役のインセンティブ制度とするとともに、中長期的な業績の向上と企業価値向上に貢献する意識を高めております。

業績連動型報酬制度

取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて当社株式を取得し、取締役に対して、当社株式および当社株式の時価換算金額相当の金銭を信託を通じて給付する業績連動型の株式報酬制度。取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時とする。

< 取締役の報酬に関する基本方針 >

1. 取締役の報酬は、従業員同様に創業の理念である安定的な地域雇用を背景に成果に裏付けされたものであることを基本とし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるように決定し運用いたします。
2. 当社の個々の取締役報酬については、次の方針に従って、指名報酬諮問委員会の助言・提言を尊重のうえ公正性・透明性を確保し、取締役会(監査等委員である取締役については監査等委員会)において決定することとしております。

(報酬方針)

業務執行取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総枠の中で、役位間、従業員、同業他社、地域水準等と比較して、バランスに配慮したものであること。

- ・業績との整合性を図るほか、具体的・合理的な経営指標に基づいたインセンティブの設定等、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資する意識付けを図るものであること。
- ・社内外の優秀な人材を確保することができる水準であること。

業務執行取締役以外の取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総枠の中で、業務執行取締役の報酬とのバランスに配慮したものであること。

・社外取締役(監査等委員)として、経営に対する監督機能を適切に行うことができ、また、その独立性を保ち得るものであること。

・社外の優秀な人材を確保することができる水準であること。

3. なお、以上の方針の下での個々の固定報酬部分については、執行役員、子会社社長を含めた役員報酬基準を別に定めて運用することとしておりますが、特に業務執行取締役の個別報酬については、法の定めに基づき「取締役の報酬等の決定方針」を別途制定のうえ運用いたします。

<取締役の報酬等の決定方針>

1. 個人別報酬の種類とその金額および算定方法

・金銭による固定報酬を基本とし、役位間、従業員とのバランス等に配慮した役員報酬基準を別に定める(係る基準に従って取締役就任年数、業務実績等を勘案のうえ加減できるものとする)。

・また、業績連動報酬として、業績連動型株式報酬(株式給付信託(BBT))を制定する。これは連結営業利益を指標とし、毎年度の計画の達成率に応じて支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としている。

・なお、非金銭報酬については、定期的な報酬としては定めていないが、上記の業績連動型株式報酬が該当する。

2. 支給時期および条件

・金銭による固定報酬については、毎年一定の月額を定め、株主総会終了の翌月(7月)から毎月の従業員給与支給日と同日に支給するほか、使用人兼務取締役については使用人賞与として決定した金額を従業員の賞与支給日と同日に支給する。

・業績連動型株式報酬については、毎年1回のポイント付与日(7/1)に受給予定者にポイントを付与、在任期間中は積み立てることとし、退任時に一括支給する。ポイントの算定方法は、役位別ポイントと業績連動計数を乗じたものとし、1ポイントは当社株式1株とする。

・以上のとおり、定期的な報酬としては金銭による固定報酬部分のみである。

3. 個人別報酬の決定の方法

・役員報酬基準に基づき、代表取締役等の執行側で固定報酬の案を策定する。

・執行側の報酬案について、指名報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申する。

・個人別報酬は取締役会において決定するが、代表取締役に再一任する旨を決定する場合は、上記答申を尊重のうえ公平公正性・透明性を確保していること等の開示が必要であることに留意する。

・なお、業績連動型株式報酬については、上記のとおり支給方法による。

- () 当社においては、取締役候補者の選解任に当たり(監査等委員である社外取締役を含む)、定款および取締役選任に関する基本方針や後継者計画等に従い、取締役会において、その客観的な立場を維持しつつ、指名報酬諮問委員会の答申を尊重のうえ決定し、株主総会に諮るものとしております。また、執行役員、子会社社長については、別途定める執行役員選任基準や指名報酬諮問委員会の答申等を考慮のうえ、取締役会において指名決議しております。

<取締役選任に関する基本方針>

1. 当社は、取締役会の構成を取締役12名以内とし、うち監査等委員である取締役は4名以内として選任することを定款に定めております。

2. 当社の取締役候補者の指名にあたっては、次の方針に従って、指名報酬諮問委員会の助言・提言を尊重のうえ公正性・透明性を確保し、取締役会において決定することとしております。

(指名方針)

業務執行取締役については、当社グループの経営管理、事業運営に関する豊富な知識と経験を有するものであること。

・社会的に広い視野を持ち、経営理念に従って、経営管理、事業運営を公正・的確に遂行し得るものであること。

・指導力、統率力、行動力、企画力を有し経営感覚に優れており、健康で社会的地位にふさわしい人格、識見を備えていること。

・社外取締役については、出身分野における専門的な知識と経験を持ち、中立的・客観的な判断力を有するものであること。

・職務遂行に必要な時間を十分に確保でき、取締役会に対する的確な助言・提言を行い得る者であること。

・別に定める独立性判断基準を満たすものであり、健康で社会的地位にふさわしい人格、識見を備えていること。

3. なお、取締役会全体について、その役割や経営の状況等に応じた構成バランス、総数、多様性等に配慮することとしております。

- () 取締役候補者とした理由については、株主総会招集通知に記載、当社ホームページにおいても開示しております(「第68回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載)。

(https://www.iwatsukaseika.co.jp/pdf/meeting/68_proxy-statement.pdf)

[補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

当社においては、取締役会は、法令および定款に定める決議事項、取締役会規則において決議する重要な事項を定める一方、取締役や執行役員等に対して、これらの重要な事項を除いた業務執行に係る権限を委任し、業務における迅速な判断と執行を促しております。

なお、委任の範囲・内容は職務権限規程等に明示、取締役に委任する担当職務については株主総会招集通知に記載し開示しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社においては、東京証券取引所の独立性基準に基づく独立性判断基準を定め、独立社外取締役を選任しており、その独立性を実質的に確保するとともに、取締役会において独立した立場からの率直で建設的な検討が加わり、経営の意思決定の客観性・透明性の向上に繋がるようその選任に努めております。

<独立性判断基準>

当社は、社外取締役候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなします。

当社の出身者(当社には連結子会社を含む。以下同様。)

当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

主要な取引先とは、直近事業年度における当該取引額が連結売上高の2%を超える取引先をいう

当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

一定額とは、年間1,000万円をいう

当社から多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者

多額の寄付とは、年間1,000万円以上をいう

上記 ~ ままでに過去10年間に於いて該當していた者
 上記 ~ に該當する者が、取締役、執行役員および部長職以上の業務執行者である場合、その者の配偶者または二親等
 以内の家族

【補充原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社においては、取締役選任に関する基本方針を定めており、社内取締役は各業務に精通し活動できる能力と実績、社外取締役は独立性や多様なキャリアといった観点から選任することとし、取締役候補者の指名にあたっては、指名報酬諮問委員会の助言・提言を尊重の上、公正性・透明性を確保し、取締役会において決定することとしております。また取締役会全体について、その役割や経営の状況等に応じた構成バランス、総数、多様性等に配慮することとして、開示しております。

取締役選任に関する基本方針については、【原則3 - 1】に記載しております。

【補充原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社においては、取締役および取締役監査等委員について、他の会社の役員を兼任する場合は、取締役会の承認を必要としております。特に社外取締役については、選任方針の一つとして「職務遂行に必要な時間を十分に確保でき、取締役会に対し的確な助言、提言を行い得る者であること」としており、取締役会の実効性に配慮しております。

なお、取締役および取締役監査等委員の重要な兼職の状況については、事業報告書に毎年記載し開示しております。

【補充原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社においては、2016年度より全取締役を対象に取締役会全体の実効性についてアンケートを実施し、その集計結果に基づき分析・評価の上、取締役会に報告しております。2020年度においては、2021年2月に取締役6名、取締役監査等委員3名を対象に18項目についてアンケートをとり評価いたしました。

この結果、取締役会は、構成、開催頻度、議事の内容・分量、議事運営の状況等において適切であり、実効性が確保されているものと評価いたしました。

一方で、非常勤社外取締役に対して、審議事項に係る情報提供の遅れ・不足など支援体制についての課題が認められました。社外取締役の検討時間を確保するため、改めて取締役会事務局への議案持込日時の厳守を全社的に定着させる必要があると考えております。

【補充原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

当社においては、取締役等経営層の自己研鑽に対し、機会や費用の負担、書籍の配付等を通じて、その役割と責務の遂行に役立つ情報等を提供していくこととし、研修やセミナーの受講、専門誌の購読等により、経営スキルや知識の取得がなされるよう体制整備に努めており、経営層に対するトレーニングの方針としてコーポレートガバナンスポリシーに定めております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社においては、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの理解と支援を得ることが重要であるとの認識の下、「株主との建設的な対話を促進するための方針」や「ディスクロージャーポリシー」を策定のうえ、株主等との前向きな対話を進めるものとしております。

< 株主との建設的な対話を推進するための方針 >

当社においては、「株主との建設的な対話を促進するための方針」として、次の5項目を定めております。

総務部をIR担当部署とし、経営管理担当取締役がIR担当取締役として統括する。

IR担当取締役を中心として、総務、経理、経営企画等の関連する部署間で連携し、決算説明会等において役割分担する。

代表取締役が率先して決算説明会に臨むほか、投資家説明会やIR活動等の回数を増やし、積極的に取り組む。また、ホームページ上にも事業内容や経営方針などを掲載し、情報開示の充実を図る。

IR活動等を通じて得た意見や要望等については、IR担当取締役等が取締役会に報告し共有のうえ、企業価値向上に向けた議論を行い改善に努める。

対話の際のインサイダー情報管理については、ディスクロージャーポリシーを遵守するとともに、関係者を交え、事前に対話発内容の擦り合わせを行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社第四北越銀行	530,000	9.42
岩塚製菓共栄会	329,800	5.86
平石毅一	244,346	4.34
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	234,200	4.16
榎 政男	202,105	3.59
株式会社日本カストディ銀行	185,500	3.30
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C69250601	165,100	2.93
榎 キク	162,619	2.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	124,700	2.22
株式会社魚沼運輸	123,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

上記2.(2)「大株主の状況」には、当社所有の自己株式368,461株を含めておりません。また、割合(%)は自己株式を控除して計算しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石川 豊	他の会社の出身者													
佐野榮日出	税理士													
深井一男	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 豊				金融機関における豊富な経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社の常勤監査等委員として、経営およびガバナンス体制の強化に貢献しております。その実績や独立性等から独立役員に指定いたしました。
佐野榮日出				税理士としての豊かな専門知識と豊富な監査役経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その実績や独立性等から独立役員に指定いたしました。

深井一男				税理士としての豊かな専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その実績や独立性等から独立役員に指定いたしました。
------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社においては、監査等委員会は、社外取締役3名で構成され、うち1名を常勤監査等委員としております。常勤監査等委員が情報収集し監査等委員間の連携を図り、経営陣との連絡・調整に当たっております。また、監査等委員会として内部監査部門および内部統制部門との連携が不可欠であり、特に往査等を通じて内部監査室と緊密な関係を保っております。係る状況下および当社の規模等から、補助使用人等の設置がなくても、その役割・責務を遂行できる体制であると判断しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社においては、監査等委員会は、面談や監査結果の説明等を通じて会計監査人と緊密な意思疎通を図ること、不正・不備・問題点等を発見した場合には双方において報告・通知のうえ事実関係の究明・対策・再発防止策等を取締役に求めること、内部監査室を含めた三者で意見交換を行うこと、など監査の実効性確保に努めております。

また、監査等委員会は、内部監査部門や内部統制部門との連携が不可欠であり、内部統制の充実の下で監査の実効性を高めるとともに、往査等を通じて内部監査室と緊密な関係を保ち情報収集に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社においては、取締役候補者等の選任、役員報酬の決定に当たり、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置、その答申を踏まえることで公正性・透明性の確保に努め、統治機能の充実を企図してきております。

指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役である監査等委員3名全員に代表取締役社長を加え構成されており、取締役・取締役監査等委員・執行役員を選解任、取締役等の報酬についての方針・個々の報酬額等について審議のうえ答申、取締役会に助言・提言を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社においては、東京証券取引所の独立性判断基準に基づく独立性判断基準を定め、当該基準を充たす社外取締役を独立役員に指定しております。なお、当社における独立性判断基準については、「 . 1 基本的な考え方」[原則4-9]に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社においては、業績連動型株式報酬制度を導入しており、業務執行取締役のインセンティブ制度とするとともに、中長期的な業績の向上と企業価値向上に貢献する意識を高めております。

これは、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて当社株式を取得し、取締役に対して、当社株式および当社株式の時価換算金額相当の金銭を信託を通じて給付する業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年度の報酬総額については、以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬	6名9,197万円
社外取締役(監査等委員)に支払った報酬	3名1,032万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社においては、取締役の報酬は、株主総会にその総額を上程し、各取締役に對する支給額については、取締役の報酬に関する基本方針等に従い、指名報酬諮問委員会の答申を考慮の上、取締役会および監査等委員会において決定しております。指名報酬諮問委員会では、答申にあたり、従業員の給与体系や地元企業等の水準感を参考に取締役、取締役監査等委員、執行役員、子会社役員別に別途定めた報酬基準に基づき、金額のバランス、インセンティブ、業績との整合性等を勘案し検討を加え、客観的・透明性の確保に努めております。

【社外取締役のサポート体制】

当社においては、監査等委員会設置会社であり、社外取締役は全員が監査等委員であります。各監査等委員は往査同行等を通じて内部監査室との連携を深めており、同室がサポートしております。取締役会の案内、資料の事前送付、説明等の事務的な面においては、取締役会事務局である経営企画室および総務部が窓口となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社においては、監査等委員会設置会社として、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。

監査等委員会設置会社とすることで、外部知見を有する社外取締役の議決権行使による取締役会の活性化、監督機能の強化が図られ、経営の健全性・透明性の向上に繋がるとともに、少人数による迅速な意思決定を行い得ることで取締役会の効率的な運営が図られるものと考えております。

また、監査等委員会における監査活動は、内部監査部門および内部統制部門の強化・協力が不可欠であり、併せて、コーポレートガバナンス体制の強化に繋がると考えております。

業務執行においては、執行役員制度を導入し、取締役会および取締役から一部権限委譲を行うことで、意思決定・執行の迅速化・効率化を図っており、取締役および執行役員が出席する役員会において機動的な案件審議と部門間の協議・連携を図っております。また、取締役、執行役員に部長職等の経営幹部、子会社社長を加えた経営会議を月次で開催し、経営課題に対する指示・進捗等の確認を行い、全社的な共有を図っております。

なお、取締役の選任、報酬の決定に関し、任意の指名報酬諮問委員会を設置し、取締役会に対する答申を行い補完を図っており、その客観性・透明性の確保に努めております。指名報酬諮問委員会は、社外取締役である監査等委員全員と代表取締役社長により構成され、取締役・取締役監査等委員・執行役員の選解任、報酬についての方針・個々の報酬等について審議のうえ答申し、取締役会に提言・助言を行っております。

当社における取締役の報酬・選任の基本方針については、「 . 1 基本的な考え方」[原則3-1]に記載しております。

(取締役会)

取締役会は、最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項のほか、具体的な経営戦略や経営計画等を決定するとともに、企業価値の向上を図るべく重要な業務執行の決議を行い、グループ会社を含め執行を監督することで、健全で持続的な成長に努めております。

なお、取締役会は定時に毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、2020年度は14回開催、社内取締役、社外取締役ともに出席率は100%でありました。また、取締役会の構成員8名のうち3名が社外取締役(2021年6月25日現在)であり、監督機能の客観性、実効性を確保しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、取締役の職務の執行について監査・監督しており、業務監査や会計監査を経た監査報告の作成をはじめ、会計監査人の選解任の決定、取締役の選任・報酬等についての意見の決定等を業務として行っております。また、各監査等委員は取締役として議決権を有しており、取締役会の活性化に貢献しております。

なお、当社の監査等委員会は社外取締役3名で構成され、うち1名を常勤監査等委員としております。また、3名全員が独立社外取締役として、独立性・客観性を保っております。

(会計監査人)

当社の会計監査人は、有限責任大有監査法人であります。会計監査人は、当社に対し独立性を確保しており、適切な品質管理体制の下で十分な人員と時間をかけて適正な会計監査に努めており、当社経営陣や監査等委員会とも緊密な意思疎通を図っております。

なお、2020年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 鴨田 真一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 新井 努

また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記に記載のとおり、監査等委員会設置会社とすることで、議決権を有する社外取締役による取締役会の活性化や監督機能の強化を図り、経営の健全性・透明性の向上に資するとともに、少人数による迅速な意思決定を可能とすることで、取締役会の効率的な運営を図りたいと考え、係る体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社においては、第68回定時株主総会を2021年6月25日に開催しましたが、多くの株主に出席いただくよう、集中日回避を意識して株主総会開催日を設定しております。
その他	当社においては、招集通知は、法定期日(2021年6月10日)より早目の、6月8日付で発送しております。また、プロジェクター等を使いビジュアル化を進め、業績説明等の分かりやすさに努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

<p>ディスクロージャーポリシーの作成・公表</p>	<p>当社においては、グループ会社とともに経営理念に従い、安全で良質な米菓を製造しお客様に提供していきなかつ、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様と協働して、持続的成長と企業価値の向上を目指すとともに、経営の公正性・透明性の確保に努め、健全で社会に役立つ会社となるよう活動することを旨としております。</p> <p>経営が公正・透明であるためには、ステークホルダーの皆様には、当社の活動や経営の状況を正確・迅速かつ公平にお伝えすることが重要であり、そのことによって当社をよりよく理解し信頼していただき、健全な経営を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>係る基本的な考え方にに基づき、次のとおりディスクロージャーポリシーを定め、社内外に周知のうえ適時・適切な情報開示に努めてまいります。</p> <p>1. 情報開示の基準</p> <p>当社においては、会社法、金融商品取引法、その他の関連法令および東京証券取引所が定める規則等に従って情報開示を行います(適時開示情報)。</p> <p>投資判断に重要な影響を与える決定事項、発生事実および決算に関する情報が生じた場合には、係る法令・規則等に従って適時開示情報として迅速に開示するとともに、適時開示情報に該当しない場合においても、投資判断するうえで有益と認める情報や、当社への理解を深めていただくうえで有用と考えられる情報は、積極的かつ公平に開示します。</p> <p>なお、個人情報、顧客情報、関係者の権利侵害になるような情報については、開示いたしません。</p> <p>2. 情報開示の方法</p> <p>当社においては、適時開示情報に該当する場合は、東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)を通じて開示するとともに、その後速やかに当社ホームページに掲載いたします。</p> <p>また、適時開示情報に該当しない情報についても、ホームページに掲載する等により、積極的かつ公平に開示いたします。</p> <p>3. 情報開示の公平性確保、コンプライアンス遵守</p> <p>当社においては、フェア・ディスクロージャーを遵守、投資判断に影響を及ぼすような未発表の重要な情報の伝達について、特定の者に対する開示とならないよう配慮し、公平な情報開示を行います。</p> <p>このため、投資家向けに会社説明会等を実施した場合においては、説明資料等について実施後速やかにホームページに掲載し開示いたします。</p> <p>また、重要な会社情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図ることや、適切な情報開示を行うことを目的として、社内規定を定めグループ会社を含む社員全員に対し周知徹底を図ります。</p> <p>4. 業績予想および将来情報の取扱い</p> <p>当社においては、開示する業績予想、戦略、方針、目標等のうち、既往の事実でないものは将来の見通しに関するものであり、開示時点で入手している情報および合理的と考える一定の前提に基づく計画や判断等によるものであり、実際の業績等は様々なりスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。</p> <p>5. 沈黙期間</p> <p>当社においては、決算情報の漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、四半期決算を含め決算期日から決算発表日までを沈黙期間としております。沈黙期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中であっても、従来の業績予想と大幅に乖離する見通しになった場合には、適時開示情報として適切に開示いたします。</p> <p>6. 社内体制の整備</p> <p>当社においては、ディスクロージャーポリシーを適切に運用し、適時開示情報を適時・適切に開示する体制を整備し運用いたします。</p> <p>当社においては、情報開示担当部署として総務部が所管しており、各業務執行部門と連携して適切な情報収集と分析を行い、取締役会の決議を経て経営管理担当役員の下で開示を行っております。</p> <p>また、開示情報については、報道機関への伝達やホームページへの掲載等の方法により、ステークホルダーの皆様には迅速かつ公平にお知らせする体制を整えております。</p>	
	<p>個人投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>当社においては、社長・経営管理担当役員を説明者として業績の状況および今後の経営方針、業績見通し等についての説明会を実施しております。また、説明会で使用された資料については、当社ホームページに掲載しております。</p>

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社においては、アナリスト・機関投資家向け決算説明会及び個別訪問ミーティング・電話会議のほか、スモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社においては、当社ホームページにおいて、決算短信・株主総会召集通知・株主通信・会社説明会配付資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社においては、総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社においては、経営理念、行動規範等において各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社においては、環境方針を定め、環境保全活動に努めております。ISO14001の認証取得(営業所除く)、地域の環境美化活動、ノーマイカーデー等の環境負荷低減活動に積極的に参加しております。また、東日本大震災復興支援活動等を継続して行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社においては、ディスクロージャーポリシーを定め、適時適切な情報開示に努めており、ホームページ上のお知らせについても内容の充実を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、会社法に例示された内部統制システムの各項目に従い、「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、取締役会で決議しており、個々の項目を適切に運用することでリスクの確に対応し、持続的成長と企業価値の向上を図ってまいりたいと考えております。

このため、「内部統制規程」および「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備・運用し、その有効性を評価のうえ、それを継続的に改善することにより、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性確保、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループが必要と判断する統制上の目的の達成に努めております。

また、コンプライアンス、正確な財務報告、リスク管理等が適切になされるよう、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け機動的に対応するとともに、定期的に運用状況等を取締役会に報告し監督を受ける体制を整備しており、運用状況等については事業報告により開示しております。

なお、内部統制によりリスクの軽減を図る以前に、変化への対応能力を高めていくことが重要であり、「全社リスクマネジメント規程」を定め、リスク管理の強化を図っております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

1. 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。
2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。
3. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。
4. 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記1から4のとおり、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。
6. 監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針
 - (1) 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人(以下、補助使用人等という)を置く体制と補助使用人等の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。
また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。
 - (2) 当社および当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社および当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 - (3) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。
 - (4) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。
また、監査等委員会による取締役(監査等委員である取締役を除く)および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に対する基本的な考え方について

当社では、市民生活や企業活動にとって脅威を与え、健全な社会・経済生活の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除するべく、態勢を整備するとともに、外部の専門機関と連携をとり、組織的な対応を行っていく。

2. 反社会的勢力の排除に向けた整備状況について

- (1) 対応部署の設置

不当要求を受けた場合等の対応統括部署を経営管理本部とし、有事にあたっては関係部門や外部の専門機関と緊密に連携をとり、組織的に対応する。

(2) 暴力団排除条項の導入

取引先等の契約書に、反社会的勢力を排除する条項を導入し、反社会的勢力と関係を遮断する。

(3) 情報の招集・管理

外部の専門機関等から情報収集を行い、経営管理本部での一元管理の下、不当要求対応マニュアルとともに整備、確認する。

(4) 研修・教育活動の実施

社内研修を通じ、倫理規範、コンプライアンス、人種問題をはじめ、様々な不当要求に対する対応方法等の教育を実施する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社においては、2007年5月21日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(基本方針)を決議し、同条にある「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」として、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針」(買収防衛策)について、2007年6月27日開催の定時株主総会において承認を得て、導入しております。

その後の更新にあたり、独立委員会の追加的な情報提供を受ける期間および独立委員会による検討の延長期間について上限を設定する等の修正を行っており、直近においては、2019年6月25日開催の定時株主総会において承認を得て、買収防衛策を更新しております。

なお、買収防衛策の概要としては以下のとおりであり、2005年5月に経産省・法務省の連名で公表された「企業価値・株主共同の利益確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に記載されている、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事業開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則、などに照らして妥当なものと考えております。

< 買収防衛策の概要 >

1. 大規模買付ルールの設定
2. 新株予約権無償割当ての利用
3. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等
4. 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 決定・発生事実に関する適時開示体制について

決定・発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、責任部署である総務部に報告され、総務部は経営企画室等関連部署と連携の上、適時情報開示の要否や内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営管理担当役員が情報取扱責任者、総務部が窓口となって当該情報を適時開示しております。

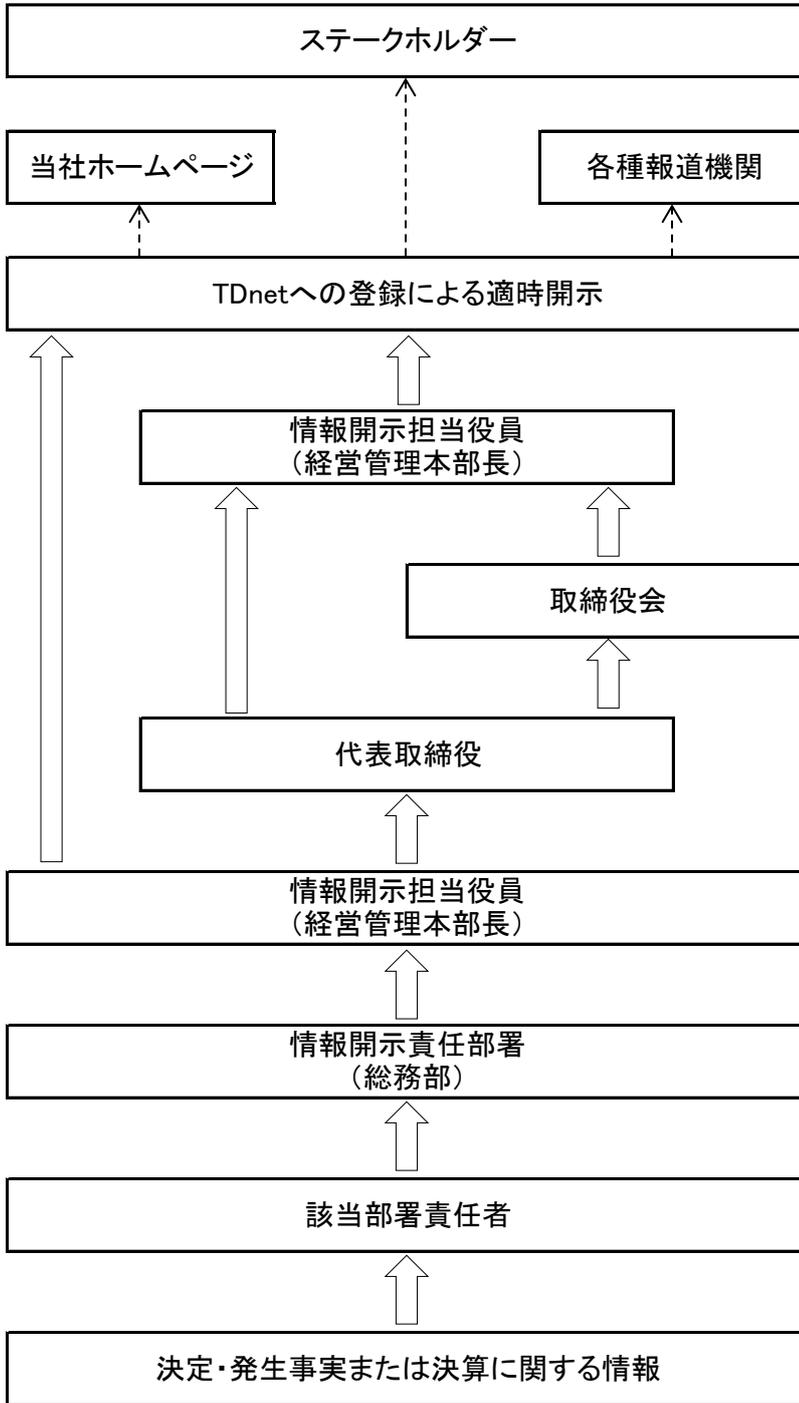
(2) 決算情報に関する適時開示体制について

決算、配当、業績予想等の決算情報について、総務部が中心となり決算開示資料(決算短信、四半期決算短信等)を作成し、取締役会での意思決定等を経て、経営管理担当役員が情報取扱責任者、総務部が窓口となって当該情報を適時開示しております。

(3) 外部公表について

開示が決定された情報については、迅速に所定の開示手続を行っております。各種報道機関への伝達や当社ホームページへの掲載等の方法により、株主を含む全てのステークホルダーが情報を取得できるよう措置を施しております。また、情報開示後のフォローアップとして、責任部署である総務部が外部からの問合せに対応することとしております。

【適時開示体制の概要】



【コーポレートガバナンス体制の概要】

